（認定貨客輸送連携省エネルギー計画の変更に係る認定の申請）

第二十三条　法第百三十九条第一項の規定により法第百三十八条第一項の認定に係る貨客輸送連携省エネルギー計画（法第百三十九条第四項において準用する法第百三十八条第四項の規定による変更の認定又は法第百三十九条第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定貨客輸送連携省エネルギー計画」という。）の変更の認定を受けようとする法第百三十八条第一項及び法第百三十九条第一項の認定を受けた貨客輸送事業者（以下この条において「申請者」という。）は、様式第十六による申請書及びその写し各一通を、国土交通大臣に提出しなければならない。

2　（略）

3　国土交通大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る貨客輸送連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに法第百三十九条第四項において準用する法第百三十八条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該貨客輸送連携省エネルギー計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百三十九条第四項において準用する同法第百三十八条第四項の規定に基づき認定する。」

4　（略）

（認定貨客輸送連携省エネルギー計画の軽微な変更）

第二十四条　法第百三十九条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第百三十八条第一項の認定を受けた貨客輸送事業者の名称又は住所の変更

二　（略）

2　法第百三十九条第二項の規定により認定貨客輸送連携省エネルギー計画の軽微な変更に係る届出をしようとする法第百三十八条第一項の認定を受けた貨客輸送事業者は、様式第十八による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（認定貨客輸送連携省エネルギー計画の認定の取消しを行う場合の手続）

第二十五条　国土交通大臣は、法第百三十九条第三項の規定に基づき、認定貨客輸送連携省エネルギー計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を様式第十九による書面により当該認定を受けた者に通知するものとする。

（認定貨客輸送連携省エネルギー計画の定期の報告）

第二十六条　法第百四十一条の規定による報告は、毎年度六月末日までに、貨物輸送事業者にあっては様式第二十、旅客輸送事業者にあっては様式第二十一による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第二十七条　法第百四十一条の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項のうち、法第百三十八条第一項の認定に係る連携省エネルギー措置に係る事項とする。

一～四　（略）

（特定航空輸送事業者の指定に係る輸送能力に関する届出）

第二十八条　法第百四十三条第三項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第二十二による届出書一通を提出してしなければならない。

（認定貨客輸送連携省エネルギー計画の変更に係る認定の申請）

第二十三条　法第百三十九条第一項の規定により法第百三十四条第一項の認定に係る貨客輸送連携省エネルギー計画（法第百三十九条第四項において準用する法第百三十五条第四項の規定による変更の認定又は法第百三十九条第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定貨客輸送連携省エネルギー計画」という。）の変更の認定を受けようとする法第百三十四条第一項及び法第百三十九条第一項の認定を受けた貨客輸送事業者（以下この条において「申請者」という。）は、様式第十六による申請書及びその写し各一通を、国土交通大臣に提出しなければならない。

2　（略）

3　国土交通大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る貨客輸送連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに法第百三十九条第四項において準用する法第百三十四条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該貨客輸送連携省エネルギー計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三十五条第四項において準用する同法第百三十四条第四項の規定に基づき認定する。」

4　（略）

（認定貨客輸送連携省エネルギー計画の軽微な変更）

第二十四条　法第百三十五条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第百三十四条第一項の認定を受けた貨客輸送事業者の名称又は住所の変更

二　（略）

2　法第百三十五条第二項の規定により認定貨客輸送連携省エネルギー計画の軽微な変更に係る届出をしようとする法第百三十四条第一項の認定を受けた貨客輸送事業者は、様式第十八による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（認定貨客輸送連携省エネルギー計画の認定の取消しを行う場合の手続）

第二十五条　国土交通大臣は、法第百三十五条第三項の規定に基づき、認定貨客輸送連携省エネルギー計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を様式第十九による書面により当該認定を受けた者に通知するものとする。

（認定貨客輸送連携省エネルギー計画の定期の報告）

第二十六条　法第百三十七条の規定による報告は、毎年度六月末日までに、貨物輸送事業者にあっては様式第二十、旅客輸送事業者にあっては様式第二十一による報告書一通を提出してしなければならない。

第二十七条　法第百三十七条の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項のうち、法第百三十四条第一項の認定に係る連携省エネルギー措置に係る事項とする。

一～四　（略）

（特定航空輸送事業者の指定に係る輸送能力に関する届出）

第二十八条　法第百三十九条第三項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第二十二による届出書一通を提出してしなければならない。